

エコキーパー事業所認定制度

地球温暖化対策に取り組む事業所を県が認定する制度です



栃木県では、事業所における自主的な地球温暖化対策を促進するため、事業活動において地球温暖化対策（節電、節水など）に関し優れた取組を実施している事業所を、「エコキーパー事業所」として認定しています。

- 対象
栃木県に所在し、地球温暖化対策に関し優れた取組を実施している事業所
- 認定要件
地球温暖化対策（節電、節水など）の取組状況に応じ、「★」「★★」「★★★」の3ランクに区分して認定します。

認定ランク	認定要件		
	基本的な取組	発展的な取組	温室効果ガスの削減状況等
★ランク	節電、節水などの 7項目実施	—	温室効果ガス排出削減チャレンジ宣言※1
★★ランク		5項目以上実施	前年度比削減率の平均が 0% 以上※2
★★★ランク			前年度比削減率の平均が 1% 以上※2

※1 温室効果ガスの削減に至らなかった事業所において、今後、削減取組に努める意思を表明していただくものです。

※2 過去3年度分の前年度比削減率の平均値。排出量又は原単位（生産量や延床面積等当たりの排出量）で判断します。

～認定を受けるメリット～

- 💡 認定事業所について、県のホームページで広く県民に紹介します。
- 💡 認定ランクの★を付けたエコキーパー(右図)を印刷物等に使用できます。
- 💡 認定ランク★★以上の場合は栃木県建設工事総合評価落札方式の「地域活動の実績」で加点対象となります。
- 💡 一部の金融機関で融資を受ける際に優遇制度を利用できます。



《認定申請の方法》

県ホームページ「エコキーパー事業所認定制度」から認定申請書をダウンロードして「手引き」を参考に作成の上、県に提出してください。



エコキーパー 栃木県

【認定申請書の提出先】

持参/郵送：〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20 栃木県環境森林部 地球温暖化対策課 計画推進担当
メール：chikyu-ondanka@pref.tochigi.lg.jp

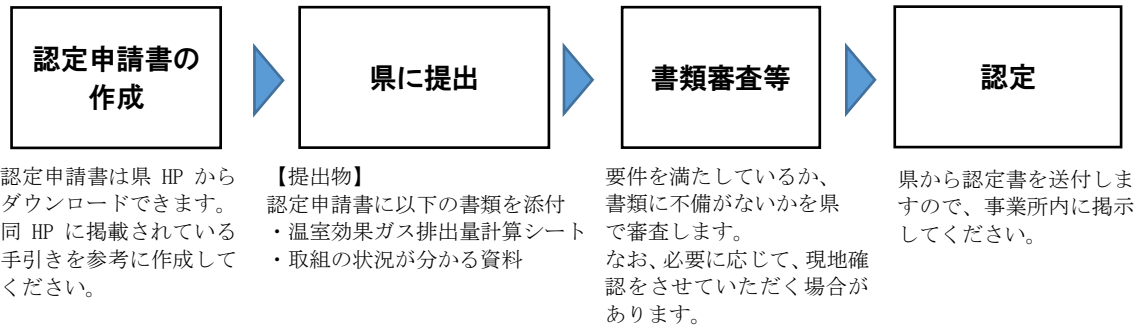
【問合せ先】 栃木県環境森林部 地球温暖化対策課 計画推進担当 TEL：028-623-3187

よくあるご質問

Q1 新規で認定を受けたいが、手続きの流れは。

A1 認定までの流れは以下のとおりです。

なお、今年度から新規認定申請は随時受け付けることとしました。



Q2 温室効果ガス削減率の算定はどうやるの。

A2 県 HP に掲載されている「温室効果ガス排出量シート」で、燃料や電気の使用量を入力すれば、排出量が自動計算されます。

Q3 認定要件にある「基本的な取組」とは。

A3 「基本的な取組」は以下の7つです。エコキーパー制度の認定を受けるためには、これらすべての項目を実施している必要があります。(詳しくは、手引き2～3ページ)

- ①温室効果ガスの排出状況の把握
- ②エアコンの温度の適切な管理
- ③使用しない部屋の照明の消灯
- ④事務用機器等の使用しない時間帯における主電源の遮断
- ⑤近い階への移動時の階段利用の推奨
- ⑥節水
- ⑦廃棄物、資源ごみの分別回収

【添付資料】

「温室効果ガス排出量計算シート」
「取組の状況が分かる資料」の例
・エアコンの温度の適切な設定を定めたマニュアル
・消灯、節水、エレベーターの使用抑制を呼びかける掲示物
・分別された状況のごみ箱

など、状況が確認できる書類または写真等を添付してください。
「発展的な取組」も同様です。

Q4 エコキーパー事業所認定の有効期間は？

A4 認定した年度の3年後の11月末日までです。

例) 令和2(2020)年6月認定 ⇒ 令和5年(2023)年11月30日まで有効

なお、更新の際は、毎年6月から8月末までの受付期間中に認定申請書をご提出ください。